

(一財)兵庫県警察協会からのお願い

収入証紙の郵送による売りさばきについて

収入証紙の郵送による売りさばきについて、送付用切手の料金不足等により送付できない場合には、電話により連絡をさせていただいています。

兵庫県収入証紙購入申込書(以下「申込書」といいます。)には、昼間帯に連絡がとれる電話番号(携帯でも可。)を必ず記載して下さい。

郵送の場合には、返信用封筒(宛名記載)、返信用切手(簡易書留相当)が必要です。確実に送付できるよう、切手代金等については郵便局で十分に確認の上、送付いただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、郵便切手代の不足等がある場合には、以下の手続により対応させていただきますので、ご理解の程よろしくをお願いします。

1 料金不足等の場合

申込書が当協会へ到着した時点で郵送料金等が不足の場合には、直ちに協会から電話連絡させていただきます。不在の場合、留守番電話でメッセージをお伝えしますので、折り返し協会へ電話をお願いします。

* 収入証紙は、不足料金が協会に到着してから発送いたします。

料金の不足等で協会から連絡したにもかかわらず、折り返し電話連絡がない場合には、概ね10日間程度をめどとして、収入証紙申込代金を返金させていただきます。返金に当たっては、返送に必要な費用(現金書留封筒代、郵送料)をご負担いただきます。(返金金額から差し引いて返送します。)

2 郵送による申し込み後、1週間以上経過しても収入証紙が届かない場合

郵送による申込書が協会に到着すれば、翌営業日以降に発送(速達郵便を除きます。)することとしていますが、申込書の送付から1週間以上経過しても収入証紙がお手元に届かない場合には、料金不足等何らかの理由により送付できない状態にありますので、お手数ですが申込者から電話で確認していただきますようお願いいたします。

3 土日祝日及び年末年始(12月28日から1月3日)は休業していますので、郵便事情を勘案して余裕をもってお申し込み下さい。

4 連絡先 (一財)兵庫県警察協会 電話 078-351-7834
執務時間は午前9時から午後5時45分までです。